

## 令和2年度独立行政法人大学改革支援・学位授与機構学位審査会（第3回）議事要旨

1 日 時 令和2年11月9日（月）15時00分～15時40分

2 場 所 Web開催

3 出席者 大芝委員長，影山副委員長  
天野，飯野，菊池，北詰，椎原，瀬沼，土野，西村，  
藤田，本田，山口，山下，吉川の各委員  
(機構側出席者)  
福田機構長，湊屋理事，土屋研究開発部長  
森教授，宮崎教授，齋藤助教  
内藤管理部長，高久学位審査課長

4 令和2年度学位審査会（第2回）議事要旨について  
確定版として配付された。

### 5 議 事

(1) 短期大学及び高等専門学校卒業等に係る学士の学位授与の審査の付託について  
学位審査課長から，資料1-1から1-4に基づき，令和2年度10月期の短期大学及び高等専門学校卒業等に係る学士の学位授与の申請状況について説明の後，機構長から学位審査会に，学士の学位授与の審査の可否について審査が付託された。

この審査の付託を受け，令和2年度10月期の学士の学位授与の申請について，通例申請分については修得単位の審査及び学修成果・試験の審査を，特例申請分については修得単位の審査及び学修総まとめ科目の履修に関する審査を担当する専門委員会・部会の指定が行われ，当該専門委員会・部会に審査が付託された。

(2) 認定課程修了者等に係る学士，修士及び博士の学位授与の審査について

学位審査課長から，資料2-1に基づき，令和2年9月に水産大学校本科を修了した4人に係る学士の学位授与の申請状況及び学位審査会判定案について説明があった。資料2-2に基づき，令和2年3月に職業能力開発総合大学校を修了し，令和2年7月の審査で判定を保留した1人に係る修士の学位授与に関する学位審査会判定案について説明があった。資料2-3に基づき，令和2年9月に防衛医科大学校医学教育部医学研究科を修了した18人に係る博士の学位授与の申請状況について説明があった。また，資料2-4に基づき，令和3年3月の認定課程修了見込者のうち，防衛大学校理工学研究科前期課程の3人，防衛大学校総合安全保障研究科前期課程の8人，水産大学校水産学研究科の2人，及び国立看護大学校研究課程部看護学研究科前期課程の2人の合計15人から，認定課程修了年度における修士の学位授与申請予定の申出が，また，防衛大学校理工学研究科後期課程の3人，防衛大学校総合安全保障研究科後期課程の2人，及び国立看護大学校研究課程部看護学研究科後期課程の1人の合計6人から，認定課程修了年度における博士の学位授与申請予定の申出があった旨について，それぞれ説明があった。

これらの説明の後，機構長から学位審査会に，学士の学位授与の可否について審査

が付託され、審査の付託を受けた学士の学位授与の可否について審査が行われ、学士の申請者4人が合格と判定された。また、令和2年度第1回学位審査会において審査が付託され、その後、判定を保留していた修士1人が「合格」と判定された。

博士の学位授与の申請については、論文の審査及び試験（口頭試問）を担当する専門委員会・部会の指定が行われ、当該専門委員会・部会に論文の審査及び試験（口頭試問）が付託された。また、令和3年3月修了見込の21人については、修士は1月10日、博士は12月20日までに申請があった場合には、学位審査会に審査の付託がされたものとみなし、学位授与の審査等を取りすすめていくことについて、了承された。

(3) 特例適用認定専攻科に係る教育の実施状況等の審査結果に対する「改善計画書」の審査について

令和元年度第4回学位審査会において教育の実施状況等の審査結果が「否」となった短期大学1校1専攻から提出された「改善計画書」に関して、学位審査課長から、資料3-1から3-5に基づき、審査を担当した専門委員会・部会における判定結果の報告と説明があった。

その後、専門委員会・部会の主査から補足説明があった。

それらの説明の後、審議が行われた結果、「改善計画書」の審査については、専門委員会・部会の判定結果のとおり「適」とした。ただし、令和3年度不開講の1科目については判定を「保留」とし、担当教員の決定後に審査することとされた。

(4) 専攻科に係る特例適用認定の審査の結果について

令和2年度第1回学位審査会において審査が付託された、令和2年4月に申出のあった短期大学の認定専攻科に係る特例適用認定の審査に関して、学位審査課長から、資料4に基づき、専門委員会・部会における審査結果の報告、及びそれに基づき作成した学位審査会判定案について説明があった。

これらの説明の後、審議が行われた結果、判定案のとおり、短期大学の特例適用認定については1校1専攻が「否」と判定された。

(5) 特例適用専攻科の変更の届出に係る審査の付託について

学位審査課長から、資料5に基づき、短期大学及び高等専門学校の特例適用専攻科の令和3年度からの変更の届出について説明の後、機構長から学位審査会に、特例の適用認定の変更の可否について審査が付託された。

この審査の付託を受け、審査を担当する専門委員会・部会の指定が行われ、当該専門委員会・部会に審査が付託された。

(報告事項)

(6) 学士、修士及び博士の学位取得者数について

学位審査課長から、資料6-1に基づき、現時点での令和2年度4月期の短期大学及び高等専門学校卒業生等に係る学士の学位取得者数等、及び資料6-2に基づき、令和2年3月の認定課程修了者に係る修士及び博士の学位取得者数等について報告があった。

(7) その他

①新型コロナウイルス感染症の影響による対応について

学位審査課長から、資料 7-1 及び 7-2 に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響による特例措置（令和 2 年 5 月 7 日機構長裁定）を一部改定し、令和 2 年度 10 月期学位授与試験に対して必要となる事項を追加したとの報告があった。

②学修成果への剽窃判定ソフトの試行について

研究開発部幹事から、学修成果への剽窃判定ソフトの試行について報告があった。

以 上